

第2回大阪市地球温暖化対策推進本部会議 次第

日時：令和6年7月8日（月）10時～

場所：大阪市役所 5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

（1）改正気候変動適応法への対応について

（2）大阪市地球温暖化対策実行計画の全庁的な推進について

3 閉 会

改正気候変動適応法への対応

令和6年7月8日

大阪市地球温暖化対策推進本部会議

1 国の動向

(1) 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、近年は、年間1,000人を超える年も。
- 「熱中症警戒アラート」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、熱中症予防の必要性は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。



「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」改正

◆気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正

◆熱中症予防を強化するための仕組みを創設

- 熱中症に関する政府の対策を示す実行計画
- 熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法定化
- 特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置 など

1 国の動向

(2) 政府による熱中症対策実行計画（概要）

令和6年3月5日、6日 大臣官房環境保健部環境安全課 資料抜粋

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目 標	中期的な目標（2030年）として、 熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減 することを目指す。 （※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）		
計画期間	おおむね 5年間	推進体制	熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。
関係者の基本的役割	国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成 地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進 事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策 国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施		

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前エアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再生エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

2 地方公共団体における主体的な熱中症対策の推進

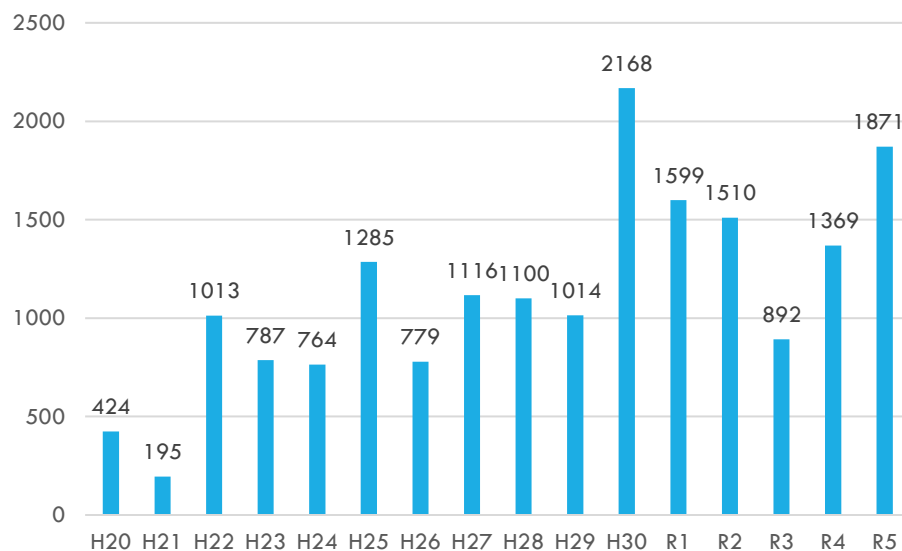
(1) 本市における熱中症の状況

状況

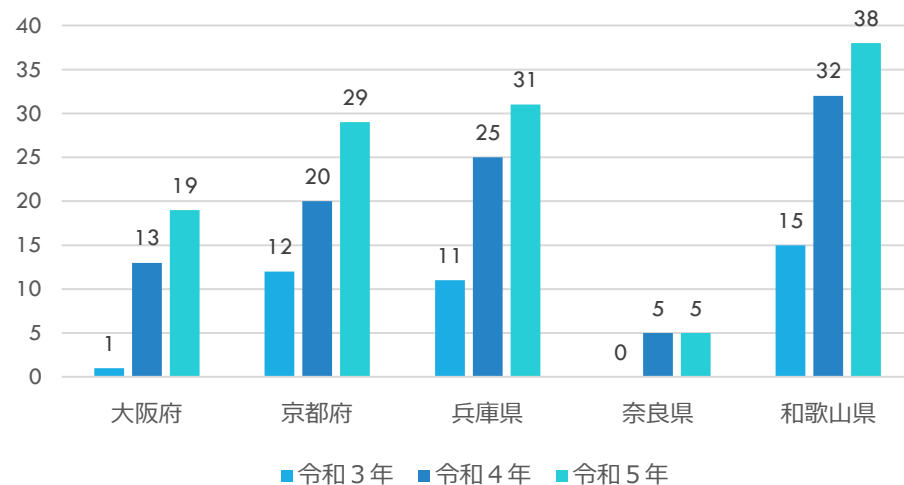
◇熱中症による救急搬送件数は、全国的に記録的な高温となった平成22年に大きく増加し、その後も増加傾向

◇関西における熱中症警戒アラートの発表回数も同様の傾向

大阪市内の熱中症による救急搬送件数(6～9月)



令和3～5年熱中症警戒アラートの発表状況
(近畿地方府県予報区等単位別)



気候変動の影響により、全国的に増加傾向が続いており、また今後、地球温暖化が進行すれば、**極端な高温の発生リスクも増加**すると見込まれる。

2 地方公共団体における主体的な熱中症対策の推進

（２）政府による「熱中症対策実行計画」における本市の役割

《政府目標（熱中症対策実行計画）》

◇熱中症予防強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることで、
中期的な目標（2030年）として、熱中症による死者数が、
現状（５年間移動平均死亡者数：R4 1,295人）から半減することをめざす

【地方公共団体の基本的役割】

庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進

関係府省庁からの協力依頼
(通知文抜粋)

目次 3

熱中症対策のための
庁内体制の確立

目次 4・5

全ての関係部局の
取組の推進

新たに追加された
事務の対応

極端な高温発生時

- ◇熱中症特別警戒情報の発表（新設）
 - ・周知と迅速な対応の実施
- ◇指定暑熱避難施設の開設・運営
⇒指定暑熱避難施設の指定（新設）

普及啓発

- ◇熱中症予防強化キャンペーンへの協力
- ◇高齢者、こども等の熱中症弱者の
ための熱中症対策（見守り・声かけ）
⇒熱中症普及団体の指定（新設）

など

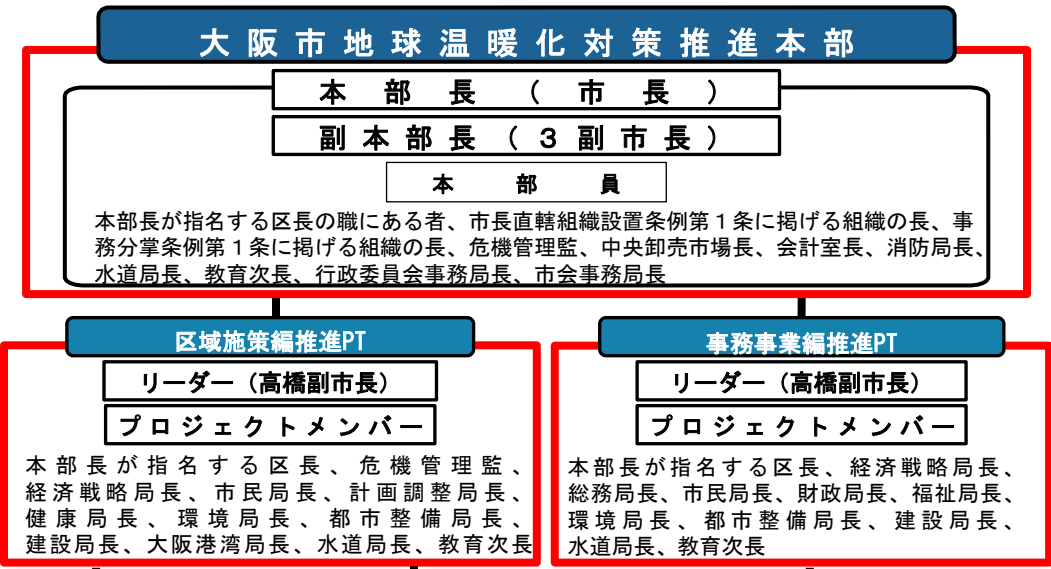
3 熱中症対策のための庁内体制の確立

考
え
方

国から、熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがることから、
首長の指導のもと、**各部局がそれぞれの役割を明確にし、庁内の連携・協力体制の整備が必要不可欠**であるとの要請を受けている。



全庁的に地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進することを目的に設置している
既存の「**大阪市地球温暖化対策推進本部**」を活用し、全庁的な体制を整備



地球温暖化対策推進本部

- ・平成27年のCOP21で採択された「パリ協定」を受け、翌28年7月に設置
- ・大阪市地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗状況の評価
- ・電力調達にかかる入札対象施設の選定方針の策定
- ・電力入札・特約の効果額を活用した本部事業の選定方針の策定等

区域施策編推進PT

- ・区域施策編の推進及び進行管理等

事務事業編推進PT

- ・事務事業編の推進及び進行管理
- ・電力調達にかかる入札対象施設の選定
- ・電力入札・特約の効果額を活用した本部事業の選定等

海外における
脱炭素都市形成支援WG

生物多様性保全
推進WG

エコカー普及促進WG

「大阪ブルー・オーシャン・
ビジョン」実行計画WG

本市施設等を活用した
再エネ導入拡大WG

4 熱中症特別警戒情報

(1) 発表基準

広
報

◇熱中症特別警戒情報の概要について、市民向けに情報発信
令和6年6月20日 市長定例記者会見
" 7月1日 市政だより

発表基準

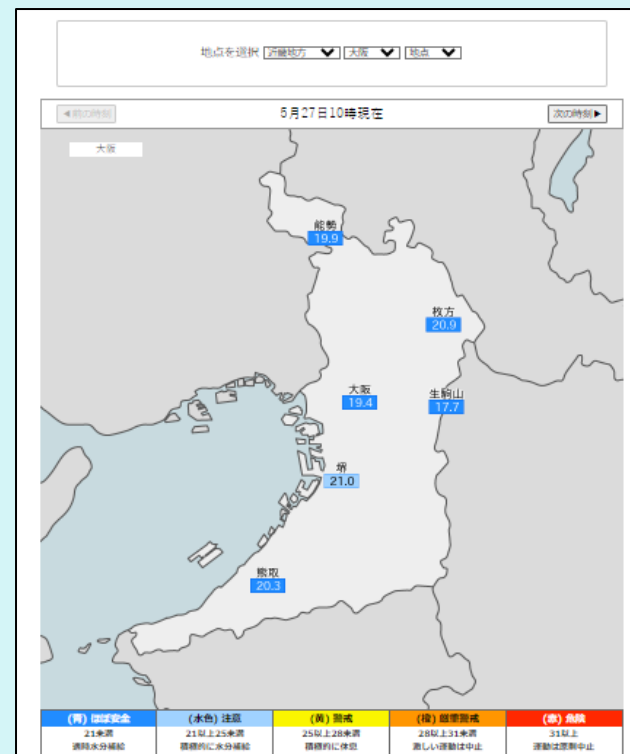
全ての暑さ指数状況提供地点
(大阪府下6地点)における
最高暑さ指数が35に達すると予測

過去に経験のない
広域的な危険な暑さ
(災害級の暑さ)

過去の最高値は、埼玉県で「34」
(2020年8月11日)

大阪府内の暑さ指数 情報提供拠点

能勢・枚方・大阪・生駒山・堺・熊取



4 熱中症特別警戒情報

(2) 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報との違い

熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報との違い

区分	熱中症特別警戒情報	熱中症警戒情報
一般名称	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
位置づけ	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれ</u> がある場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれ</u> がある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)
発表基準	都道府県内において、 <u>全ての</u> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35</u> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 ※上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討	府県予報区等内の <u>いずれか</u> の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33</u> (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合
発表時間	<u>前日午後2時頃</u> (前日午前10時頃の予測値で判断)	<u>前日午後5時頃及び当日午前5時頃</u>

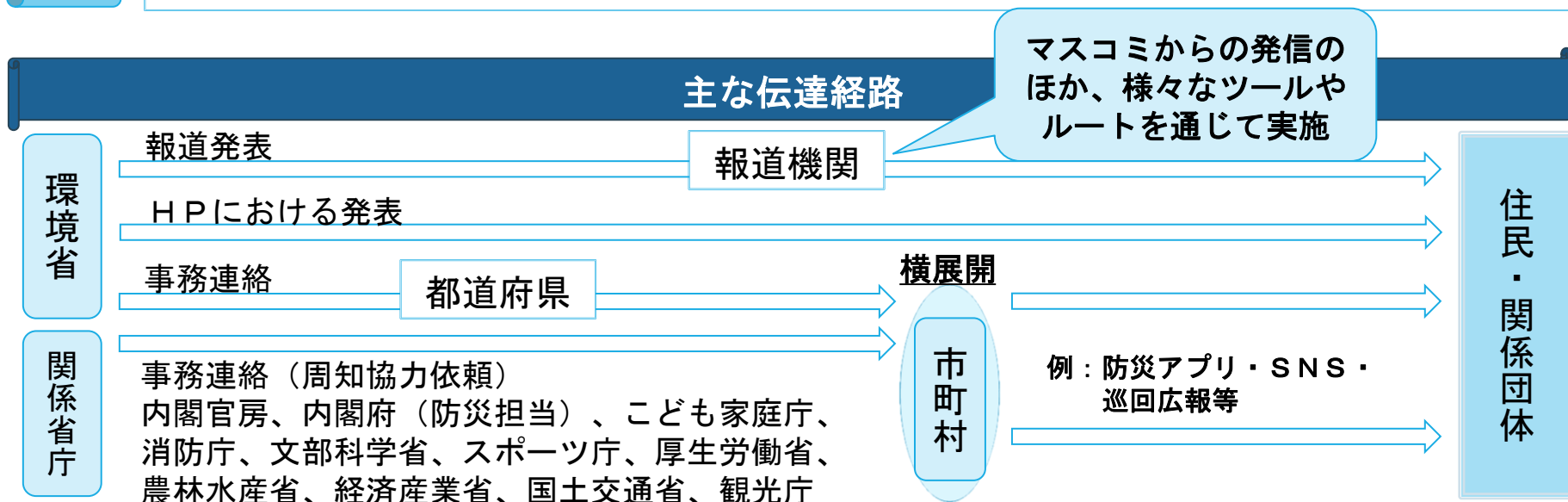
※R6の運用期間：4月第4水曜日(24日)～10月第4水曜日(23日)

4 熱中症特別警戒情報

(3) 住民に向けた情報発信（国・都道府県）

「熱中症特別警戒情報」
キーメッセージ 発表時の

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、**人の健康に係る重大な被害が生じるおそれ**があります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから**自分と自分の周りの人の命を守ってください！！**
 - ・ 具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
 - ・ また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- **今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性**がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。



4 熱中症特別警戒情報 (4) 住民に向けた情報発信（本市）

考え方

- ◇ 既存の枠組を活用し、災害発生時と同様の周知を実施
《HP、SNS（X・LINE）、地域防災アプリ》
- ◇ 特に熱中症弱者への注意喚起を目的として、在宅者向けに巡回広報を実施

熱中症特別警戒アラート発表



大阪市広報 X
公式アカウント

SNS等による情報発信



巡回広報



大阪市民

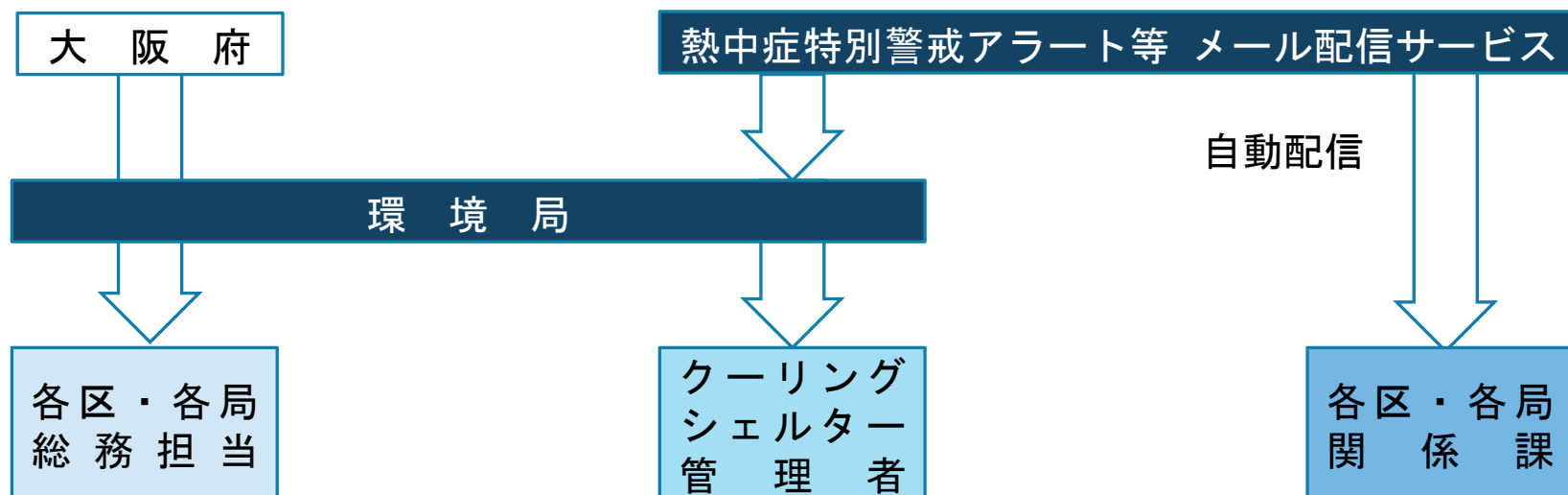
4 熱中症特別警戒情報

(5) 市内部における情報共有

共有方法

- ◇災害時と同様に、「漏れ」「抜け」「タイムラグ」がないように、情報共有の流れをルール化する。
- 環境局から「各区・局の総務担当」へメール送信
 - 環境局から「クーリングシェルター施設管理者」へメール送信
 - 「熱中症特別警戒アラート等 メール配信サービス」に事前登録し、自動配信

市内部の情報共有の流れ



熱中症対策に関係する分野は、救急、福祉、学校園、イベント、労働現場等多岐にわたることから、関係部局が所管分野における対策を推進

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（１）指定要件

概要

- ◇ 本市ＨＰに「施設の名称、所在地、開放可能日及び時間帯、受入可能人数」を公表
- ◇ 国により定められたクーリングシェルター・マークを掲出
- ◇ 熱中症特別警戒情報発表時には、公開内容に基づき、開放する義務



法令上の位置づけ

- （１）市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。
- （２）市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- （３）市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。
- （４）市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- （５）指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。
- （６）市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。

必ず備えるべき最低限の基準

指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。

- （１）**適当な冷房設備を有すること**（改正気候変動適応法第21条第1項第1号）、
⇒（解説 抜粋）**定期的にメンテナンス**されており、**指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備**
- （２）当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること（改正気候変動適応法第21条第1項第2号）
- （３）当該施設の管理方法の基準は、住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること（気候変動適応法施行規則第4条）

民間施設等に定める協定の事項

- 市町村以外の者が管理する施設（民間施設等）を指定暑熱避難施設として指定する場合、市町村長と当該指定暑熱避難施設の管理者との間において締結する基本的な協定事項**は、次の事項とする。
- ・ **協定の目的となる指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放可能日及び時間帯、受入可能人数**（改正気候変動適応法第21条第3項）
 - ・ 施設の管理に関する事項、協定の有効期間その他必要な事項（気候変動適応法施行規則第5条）

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（２）現在実施している「暑さ対策」

現在実施している「暑さ対策」 例

涼ん処（すずんどこ）

- ◇区役所・区民センター等で実施
- ◇涼しく休憩をしていただける
スペースを提供

おおさかクールオアシスプロジェクト

- ◇大阪府の事業（本市は連携）
- ◇民間事業者の施設・店舗にエアコン
のある涼しい空間の提供
- ◇協力店舗数（大阪府下）
令和6年7月時点 約2,000軒

★「クールオアシス」と「クーリングシェルター」の比較

	おおさか クールオアシス協力施設	クーリングシェルター （指定暑熱避難施設）
法律の位置付け	無し	気候変動適応法
実施主体	大阪府	大阪市
主な施設	民間施設	公共施設・民間施設
利用可能日	夏季（原則5月～9月）の 施設・店舗の営業時	熱中症特別警戒アラート 発表時に開放 ※事前に公表している開放可能日及び時間帯のみ

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（3）指定の進め方

概要

- ◇ 市有施設についてはクーリングシェルの指定基準を満たすことが確認できた所から随時指定し、広く公表・周知
- ◇ その他関係機関へも働きかけ、本市以外の公共施設についても協力要請
- ◇ ショッピングモールなどの民間施設に対しても、協力を要請

指定の進め方

公共施設

市有施設（市民利用施設）

市有施設（事務所等上記以外）

公共施設（国・大阪府）

民間施設

R6.5～働きかけを開始

順次実施

協定締結

令和6年7月8日 大阪市地球温暖化対策推進本部会議 承認
令和6年7月11日 クーリングシェルの指定施設（1回目）公表

以降、「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」に随時指定・公表

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（３）クーリングシェルターの指定施設【令和６年７月11日公表分】

民間施設

※施設数は「独立したひとつの建物を１カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
1	イオンモール大阪ドームシティ	西区
2	イオンモール鶴見緑地	鶴見区

整理番号	施設名称	行政区
3	生活協同組合 おおさかパルコープ 東都島店	都島区
4	生活協同組合 おおさかパルコープ 東中浜店	城東区
5	生活協同組合 おおさかパルコープ つるみ店	鶴見区
6	生活協同組合 おおさかパルコープ 粉浜店	住之江区

整理番号	施設名称	行政区
7	コクミン薬局アクティ店	北区
8	コクミン薬局新梅田店	北区
9	コクミンドラッグ天神橋筋六丁目駅店	北区
10	コクミン薬局淀屋橋店	中央区
11	KoKuMiNなんばC I T Y店	中央区
12	コクミンドラッグ日本橋駅東改札前店	中央区
13	コクミンドラッグ大阪港駅前店	港区
14	コクミンドラッグ蒲生四丁目駅店	城東区
15	コクミンドラッグあべのキューズタウン店	阿倍野区
16	コクミン薬局大阪鉄道病院前店	阿倍野区
17	コクミンドラッグ玉出駅前店	住之江区
18	コクミンドラッグ西粉浜店	住之江区
19	コクミン薬局ポートタウンモール店	住之江区
	コクミン薬局ポートタウン東店	
20	コクミンドラッグ御崎店	住之江区
21	コクミン薬局あびこ道駅前店	住吉区
22	コクミン薬局万代店	住吉区
23	コクミン薬局大阪府立病院前店	住吉区
24	コクミン薬局東粉浜店	住吉区
25	平和薬局太子店	西成区

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（３）クーリングシェルターの指定施設【令和６年７月11日公表分】

民間施設

整理番号	施設名称	行政区
26	ウエルシア都島毛馬店	都島区
	ウエルシア薬局都島毛馬店	
27	ウエルシア都島友渚店	都島区
	ウエルシア薬局都島友渚店	
28	ウエルシア薬局大阪本町店	中央区
29	ウエルシア薬局大阪新町店	西区
30	ウエルシア薬局西淀川野里店	西淀川区
31	ウエルシア淀川三国本町店	淀川区
	ウエルシア薬局淀川三国本町店	
32	ウエルシア薬局淀川三津屋中店	淀川区
33	ウエルシア薬局東淀川豊里店	東淀川区
34	ウエルシア薬局東淀川東淡路店	東淀川区
35	ウエルシア薬局生野巽北店	生野区
36	ウエルシア薬局生野巽南店	生野区
37	ウエルシア薬局旭高殿店	旭区
38	ウエルシア薬局鶴見浜店	鶴見区
39	ウエルシア薬局鶴見茨田大宮店	鶴見区
40	ウエルシア薬局鶴見緑店	鶴見区
41	ウエルシア薬局住之江新北島店	住之江区
42	ウエルシア薬局住之江浜口西店	住之江区

整理番号	施設名称	行政区
43	ウエルシア薬局住之江東加賀屋店	住之江区
44	ウエルシア薬局住吉我孫子店	住吉区
45	ウエルシア薬局住吉南住吉店	住吉区
46	ウエルシア薬局平野瓜破西店	平野区
47	ウエルシア薬局平野加美東店	平野区
48	ウエルシア薬局平野長吉長原店	平野区
49	ウエルシア平野駅前店	平野区
	ウエルシア薬局平野駅前店	

※施設数は「独立したひとつの建物を１カウント」としている。

民間施設数 合計

49施設

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（3）クーリングシェルターの指定施設【令和6年7月11日公表分】

公 共 施 設

※施設数は「独立したひとつの建物を1カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
1	総合生涯学習センター	北区
2	扇町公園事務所	北区
3	北区役所	北区
4	北区民センター	北区
5	住まい情報センター	北区
6	北区北老人福祉センター	北区
7	市庁舎	北区
8	北霊園	北区
9	北斎場	北区
10	北区大淀老人福祉センター	北区
11	大淀コミュニティセンター	北区
	北図書館	
12	都島区役所	都島区
13	都島図書館	都島区
	都島区民センター	
14	都島区老人福祉センター	都島区
15	東部水道センター	都島区
16	福島区老人福祉センター	福島区
17	福島区役所	福島区
18	中央卸売市場食品衛生検査所	福島区

整理番号	施設名称	行政区
19	野田工営所	福島区
20	福島区民センター	福島区
	福島図書館	
21	此花区役所	此花区
22	此花区民ホール	此花区
	此花区老人福祉センター	
	此花図書館	
23	北部方面管理事務所	此花区
24	海老江下水処理場（下水道科学館）	此花区
25	此花屋内プール	此花区
26	男女共同参画センター西部館	此花区
	こども文化センター	
27	北港白津ふ頭港湾労働者休憩所	此花区
28	舞洲障がい者スポーツセンター	此花区
29	舞洲スラッジセンター	此花区
30	大阪城公園事務所	中央区
31	大阪城パークセンター	中央区
	大阪市音楽堂事務所	
32	中央区民センター	中央区
	中央区役所	

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（3）クーリングシェルターの指定施設【令和6年7月11日公表分】

公 共 施 設

※施設数は「独立したひとつの建物を1カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
33	中央屋内プール	中央区
34	中央区南老人福祉センター	中央区
35	中央会館	中央区
	島之内図書館	
36	中央区東老人福祉センター	中央区
37	大阪産業創造館	中央区
38	西区民センター	西区
39	中央図書館	西区
40	公文書館	西区
41	西区役所	西区
42	西屋内プール	西区
43	西区老人福祉センター	西区
44	安治川2号港湾労働者休憩所	港区
45	安治川1号港湾労働者休憩所	港区
46	港区民センター	港区
	港区老人福祉センター	
	港図書館	
47	港区役所	港区
48	市岡工営所	港区
49	市岡下水処理場	港区

整理番号	施設名称	行政区
50	築港地区活性化事業施設	港区
51	大阪港湾労働者福祉センター	港区
52	中央体育館	港区
53	港近隣センター	港区
54	大正区老人福祉センター	大正区
55	マリンテニスパーク北村	大正区
56	西部環境事業センター	大正区
57	大阪第2港湾労働者福祉センター	大正区
58	小林斎場	大正区
59	大正会館	大正区
	大正図書館	
60	大正区役所	大正区
	大正区民ホール	
61	天王寺区民センター	天王寺区
	天王寺区老人福祉センター	
62	男女共同参画センター中央館	天王寺区
63	天王寺図書館	天王寺区
64	真田山プール	天王寺区
	天王寺スポーツセンター	
65	天王寺区役所	天王寺区

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（３）クーリングシェルターの指定施設【令和６年７月11日公表分】

公 共 施 設

※施設数は「独立したひとつの建物を１カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
66	社会福祉センター	天王寺区
67	浪速区民センター	浪速区
68	中部環境事業センター出張所	浪速区
69	浪速図書館	浪速区
	放射線技術検査所	
70	浪速区役所	浪速区
71	浪速区老人福祉センター	浪速区
72	浪速アイススケート場	浪速区
	浪速スポーツセンター	
	浪速屋内プール	
73	西淀川屋内プール	西淀川区
74	西北環境事業センター	西淀川区
75	西淀川区老人福祉センター	西淀川区
76	佃斎場	西淀川区
77	西淀川区役所	西淀川区
	西淀川図書館	
78	西淀川区民ホール	西淀川区
79	淀川区役所	淀川区
80	共同利用施設（西三国センター）	淀川区
81	淀川図書館	淀川区

整理番号	施設名称	行政区
82	共同利用施設（西中島センター）	淀川区
83	共同利用施設（三国センター）	淀川区
84	共同利用施設（宮原センター）	淀川区
85	共同利用施設（東三国センター）	淀川区
86	淀川区民センター	淀川区
	淀川区老人福祉センター	
87	共同利用施設（北中島センター）	淀川区
88	東淀川区老人福祉センター	東淀川区
89	東北環境事業センター	東淀川区
90	水道記念館	東淀川区
91	共同利用施設（柴島センター）	東淀川区
92	東淀川図書館	東淀川区
93	東淀川区役所出張所	東淀川区
94	大阪市立青少年センター	東淀川区
95	共同利用施設（啓発センター）	東淀川区
96	東淀川区役所	東淀川区
97	東成区役所	東成区
98	東成区民センター	東成区
	東成図書館	

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（３）クーリングシェルターの指定施設【令和６年７月11日公表分】

公 共 施 設

※施設数は「独立したひとつの建物を１カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
99	東成区老人福祉センター	東成区
100	東成スポーツセンター	東成区
101	生野区民センター	生野区
102	生野区役所	生野区
103	生野図書館	生野区
104	生野区老人福祉センター	生野区
105	田島工営所	生野区
106	東部環境事業センター	生野区
107	旭区役所	旭区
108	旭区民センター	旭区
	旭図書館	
	芸術創造館	
109	旭区老人福祉センター	旭区
110	男女共同参画センター東部館	城東区
111	城東区役所	城東区
	城東区老人福祉センター	
	城東図書館	
112	東部方面管理事務所	城東区
113	東部方面管理事務所第２管理棟	城東区
114	鶴見斎場	鶴見区

整理番号	施設名称	行政区
115	城北環境事業センター	鶴見区
116	鶴見区民センター	鶴見区
	鶴見図書館	
117	鶴見区役所	鶴見区
118	鶴見区老人福祉センター	鶴見区
119	UNEP国際環境技術センター	鶴見区
120	環境活動推進施設	鶴見区
121	鶴見緑地公園事務所	鶴見区
	鶴見緑地パークセンター	
122	あべのルシアス	阿倍野区
123	阿倍野市民学習センター	阿倍野区
124	葬祭場	阿倍野区
125	阿倍野区民センター	阿倍野区
	阿倍野図書館	
126	南霊園	阿倍野区
127	阿倍野区老人福祉センター	阿倍野区
128	阿倍野区役所	阿倍野区
129	西南環境事業センター	住之江区
130	南部方面管理事務所	住之江区
131	住之江屋内プール	住之江区

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（3）クーリングシェルターの指定施設【令和6年7月11日公表分】

公 共 施 設

※施設数は「独立したひとつの建物を1カウント」としている。

整理番号	施設名称	行政区
132	動物管理センター	住之江区
133	ATCビル0's棟南館	住之江区
134	南港重量物ふ頭港湾労働者休憩所	住之江区
135	住之江区役所	住之江区
	住之江区民ホール	
136	住之江区老人福祉センター	住之江区
	住之江図書館	
137	住吉スポーツセンター	住吉区
	住吉屋内プール	
138	住吉区老人福祉センター	住吉区
139	住吉区役所	住吉区
140	住吉区民センター	住吉区
141	住吉図書館	住吉区
142	中部環境事業センター	東住吉区
143	花とみどりと自然の情報センター	東住吉区
144	長居ユースホテル	東住吉区
145	長居公園事務所	東住吉区
146	長居障がい者スポーツセンター	東住吉区
147	東住吉区役所	東住吉区
148	東住吉区老人福祉センター	東住吉区
	東住吉図書館	

整理番号	施設名称	行政区
149	早川福祉会館	東住吉区
150	瓜破霊園	平野区
151	瓜破斎場	平野区
152	東南環境事業センター	平野区
153	平野区老人福祉センター	平野区
154	平野区北部サービスセンター	平野区
155	男女共同参画センター南部館	平野区
156	心身障害者リハビリテーションセンター	平野区
157	平野区役所	平野区
158	平野区民センター	平野区
159	クラフトパーク	平野区
160	平野工営所	平野区
161	平野図書館	平野区
162	平野区民ホール	平野区
163	平野スポーツセンター	平野区
	平野屋内プール	
164	西成区民センター	西成区
	西成図書館	
165	西成区役所	西成区
166	西部方面管理事務所	西成区

5 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

（3）クーリングシェルターの指定施設【令和6年7月11日公表分】

公 共 施 設

整理 番号	施設名称	行政区
167	社会福祉研修・情報センター	西成区
168	西成区老人福祉センター	西成区
169	西成市民館	西成区
170	南部環境事業センター	西成区

※施設数は「独立したひとつの建物を1カウント」としている。

市有施設数 合計

1 7 0 施設



民間施設数 合計

4 9 施設

指定施設数 合計

2 1 9 施設

6 熱中症対策の更なる検討

課題

熱中症による救急搬送人員や死亡者数の減少につなげていくためには、行政のみならず、民間団体や企業等とも連携し、地域の実情に合わせて、地域単位で熱中症予防行動の呼びかけ等を行っていくことが必要である。



【新設】熱中症対策普及団体の指定

市町村長が、熱中症対策の普及啓発に取り組む民間団体等を、普及団体として指定できる。

《指定を受けることができる団体》

一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む）、特定非営利活動法人、社会福祉法人（学校法人や医療法人は想定外）、会社（会社法上の会社、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）

《指定基準》

- 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- 熱中症対策普及事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施できると認められること。

7 今後の進め方

令和6年7月8日 大阪市地球温暖化対策推進本部会議

【ステップ1】「極端な高温発生時の対応」について

- ◇ 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対応
⇒既存の熱中症対策を徹底
- ◇ 指定暑熱避難施設の指定
【令和6年7月11日指定施設数 219施設：公共施設 170施設・民間施設 49施設】
⇒以降も随時指定・公表

令和6年度内 大阪市地球温暖化対策推進本部 合同PT会議

【ステップ2】「熱中症弱者のための熱中症対策」について

- ◇高齢者等の熱中症弱者への対策として、既存の福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む関係団体による呼びかけ
- ◇追加的対策として、熱中症対策普及団体の指定の検討

P D C A サイクルをまわして、検証・検討

- ◇熱中症対策の調査研究の推進（救急搬送の状況等）

順
次
整
備

大阪市地球温暖化対策実行計画の全庁的な推進について

1 地球温暖化対策実行計画の全庁的な推進体制について

推進体制

大阪市地球温暖化対策推進本部

本部長（市長）

副本部長（3副市長）

本部員

本部長が指名する区長の職にある者、市長直轄組織設置条例第1条に掲げる組織の長、事務分掌条例第1条に掲げる組織の長、危機管理監、中央卸売市場長、会計室長、消防局長、水道局長、教育次長、行政委員会事務局長、市会事務局長

地球温暖化対策推進本部

- ・平成27年のCOP21で採択された「パリ協定」を受け、翌28年7月に設置
- ・大阪市地球温暖化対策実行計画の推進及び進捗状況の評価
- ・電力調達にかかる入札対象施設の選定方針の策定
- ・電力入札・特約の効果額を活用した本部事業の選定方針の策定等

区域施策編推進PT

リーダー（高橋副市長）

プロジェクトメンバー

本部長が指名する区長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、計画調整局長、健康局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、大阪港湾局長、水道局長、教育次長

事務事業編推進PT

リーダー（高橋副市長）

プロジェクトメンバー

本部長が指名する区長、経済戦略局長、総務局長、市民局長、財政局長、福祉局長、環境局長、都市整備局長、建設局長、水道局長、教育次長

区域施策編推進PT

- ・区域施策編の推進及び進行管理等

事務事業編推進PT

- ・事務事業編の推進及び進行管理
- ・電力調達にかかる入札対象施設の選定
- ・電力入札・特約の効果額を活用した本部事業の選定等

海外における 脱炭素都市形成支援WG

ワーキングメンバー

危機管理室、経済戦略局、計画調整局、環境局、都市整備局、建設局、水道局

※相手都市の状況に応じてメンバーを選定

生物多様性保全 推進WG

ワーキングメンバー

リーダーが指名する区、計画調整局、環境局、建設局、港湾局、水道局、教育委員会事務局、自然史博物館、環科研C、天王寺動物園

ワーキングサブメンバー

危機管理室、経済戦略局、中央卸売市場、市民局、福祉局、健康局、こども青少年局、都市整備局

エコカー普及促進WG

ワーキングメンバー

リーダーが指名する区、危機管理室、経済戦略局、総務局、環境局、建設局、大阪港湾局、水道局

ワーキングサブメンバー

中央卸売市場、市民局、福祉局、健康局、こども青少年局、都市整備局、消防局、教育委員会事務局

「大阪ブルー・オーシャン・ ビジョン」実行計画WG

ワーキングメンバー

リーダーが指名する区、政策企画室、経済戦略局、健康局、環境局、建設局、大阪港湾局、水道局、教育委員会事務局

本市施設等を活用した 再エネ導入拡大WG

ワーキングメンバー

リーダーが指名する区、経済戦略局、中央卸売市場、総務局、市民局、契約管財局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局、大阪港湾局、消防局、水道局、教育委員会事務局

【事務局:都市間協力担当】

【事務局:環境施策課】

【事務局:環境施策課】

【事務局:土壌水質担当】

【事務局:エネルギー政策担当】

2 地球温暖化対策実行計画について

現行計画の概要

1 大阪市地球温暖化対策実行計画の位置づけ等

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項及び第3項に基づく地方公共団体実行計画
- ・ **大阪市域**における温室効果ガスの排出削減等に関する事項を定めた〔**区域施策編**〕と、**本市が行う事務事業**の排出削減等に関する事項を定めた〔**事務事業編**〕
- ・ 令和3年10月の国の地球温暖化対策計画等の改定を受けて、本市では令和4年10月に〔**区域施策編**〕〔**事務事業編**〕の目標の上積みを含む大幅な改定を実施

2 計画の期間

2021年度～**2030年度までの10年間** 〔**区域施策編**〕〔**事務事業編**〕

3 計画の目標

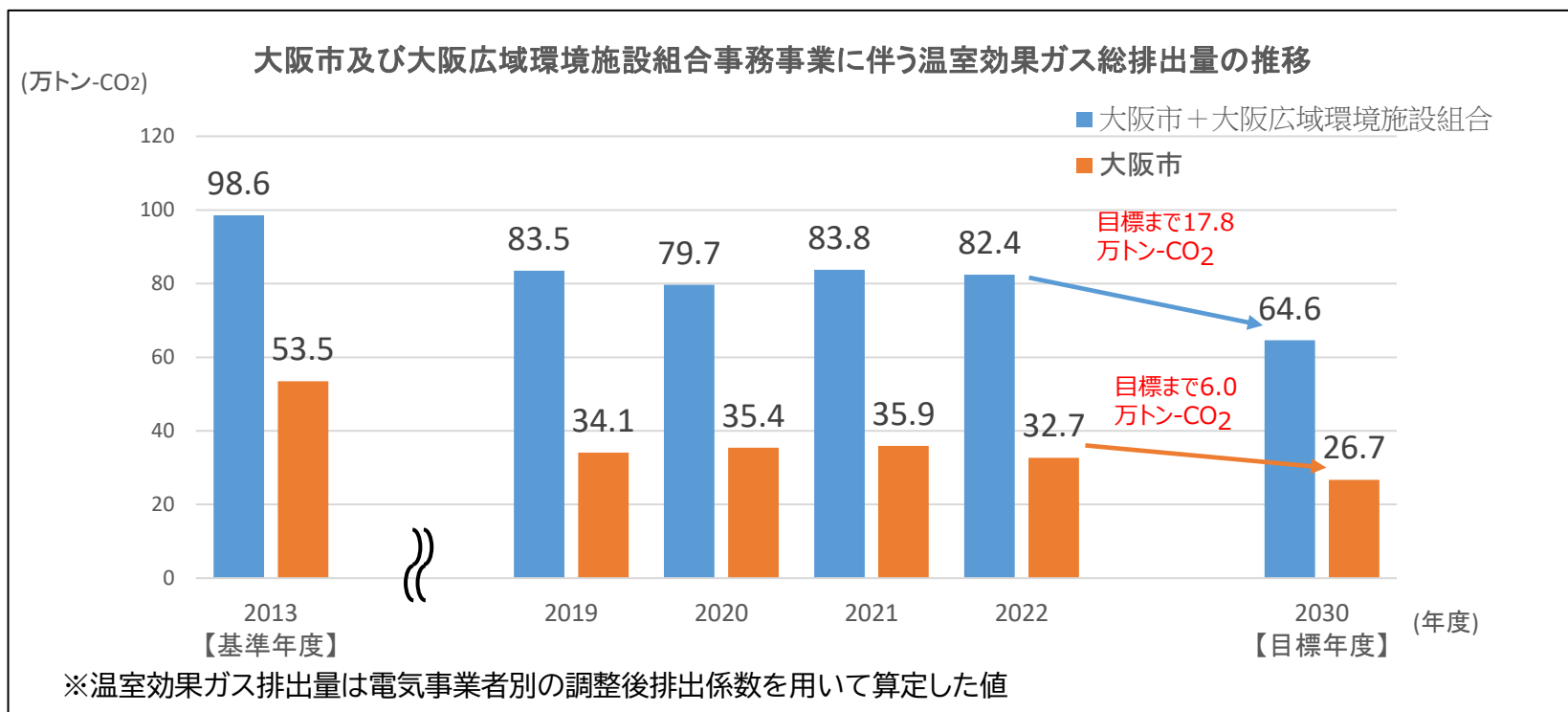
〔**区域施策編**〕

対象 : 大阪市域から排出される温室効果ガス
目標 : **2030年度までに2013年度比で50%削減**
直近改訂 : 御堂筋エリアが「脱炭素先行地域」に選定されたこと等踏まえ改訂（R6.5）

〔**事務事業編**〕

対象 : 大阪市役所が行う全ての事務事業に伴い排出される温室効果ガス
（大阪広域環境施設組合を含む）
目標① : **2030年度までに大阪市の事務事業について2013年度比で50%を上回る削減**
目標② : 2030年度までに大阪市及び大阪広域環境施設組合の事務事業について
2013年度比で34.5%を上回る削減
直近改訂 : 環境局が取りまとめる**自己託送**による電力調達集約入札等踏まえ目標を上方改訂
（R6.3）

本市事務事業に伴う温室効果ガス排出量の推移



- ・2022年度の本市事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は32.7万トン-CO₂となり、**目標達成に向けて順調に推移**。引き続き、**自己託送による電力CO₂フリー化や照明LED化**等を進め、更なる削減・目標達成をめざす。
- ・本市 + 大阪広域環境施設組合の総排出量は82.4万トン-CO₂となり、目標達成に向けて若干の遅れ。
- ・主な原因は、焼却ごみに含まれる廃プラスチックが減っていないことにある。
- ・現在、生ごみ等と一緒に焼却しているプラスチックについて、引き続き事業系ごみの適正区分・適正処理に努めるとともに、家庭系ごみにおいては製品プラスチックを容器包装プラスチックと一括で回収し資源循環させる取組を2025年度から実施することとしている。

3 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について ～電力の脱炭素化～

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について

- 平成28年7月大阪市地球温暖化対策推進本部会議（PT会議）において、**本市施設で使用する電力を入札により調達**することで、一層の環境配慮及びコスト縮減を図ることを決定、同年度より**集約入札を開始**
- **コスト削減分の一部を効果額とし、本市の地球温暖化対策の推進に資する事業（地球温暖化対策推進本部事業）に活用**するものとして、PT会議で承認を得て令和元年から活用開始（ESCO事業、ZEV導入促進など）
- **令和3年12月から本庁舎に本市初となる再生可能エネルギー100%電力を導入**
※次年度の入札中止により、令和4年11月末をもって再エネ100%電力の契約は終了
- 令和4年に入り、世界的な燃料価格の高騰により、全国的に電力入札の不調、中止が相次ぎ、令和4年度の本市電力入札（環境局集約116施設・水道局・中央卸売市場）も入札参加事業者がなく中止

電力需給の状況に関わらず、CO₂フリー電力の安定供給の仕組みが必要

新たな取組検討と実施

- 令和4年度からCO₂フリー電力となる自己託送による電力供給の検討を開始
- 令和5年12月に本市と大阪広域環境施設組合の共同発注により、『自己託送制度を活用した大阪市110施設への電気の供給及び西淀工場の余剰電力売却』の電力入札を実施

事業開始

- **令和6年4月から自己託送による電力供給を開始**（契約期間：2年 ～令和8年3月末まで）
- 本庁舎を含む110施設の電力使用に伴う **CO₂排出量がゼロになる（削減量 約1万t-CO₂）**
- 旧一般電力事業者と比較した電気料金削減効果は
4月分 **480万円**（電気料金総額5340万円） 5月分 **800万円**（電気料金総額5910万円）
令和6年度は、**年間約1億5000～1億8000万円の削減効果**を見込む

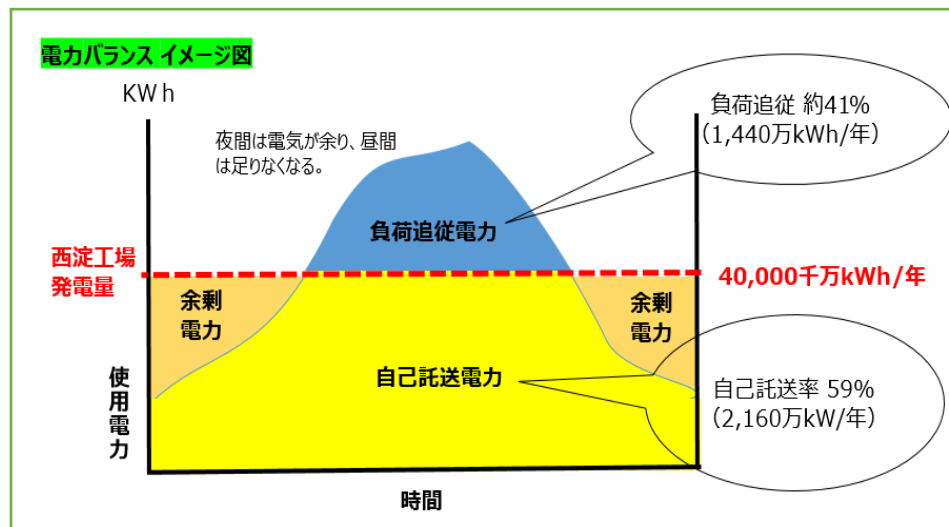
今後の検討事項

- **自己託送の拡大**（対象施設の再検討、新たな自己託送の組合せ）
- **効果額の活用に向けた検討**（効果実績を踏まえ、令和8年度予算の編成に向け関係局と協議を行う）

【参考】自己託送について

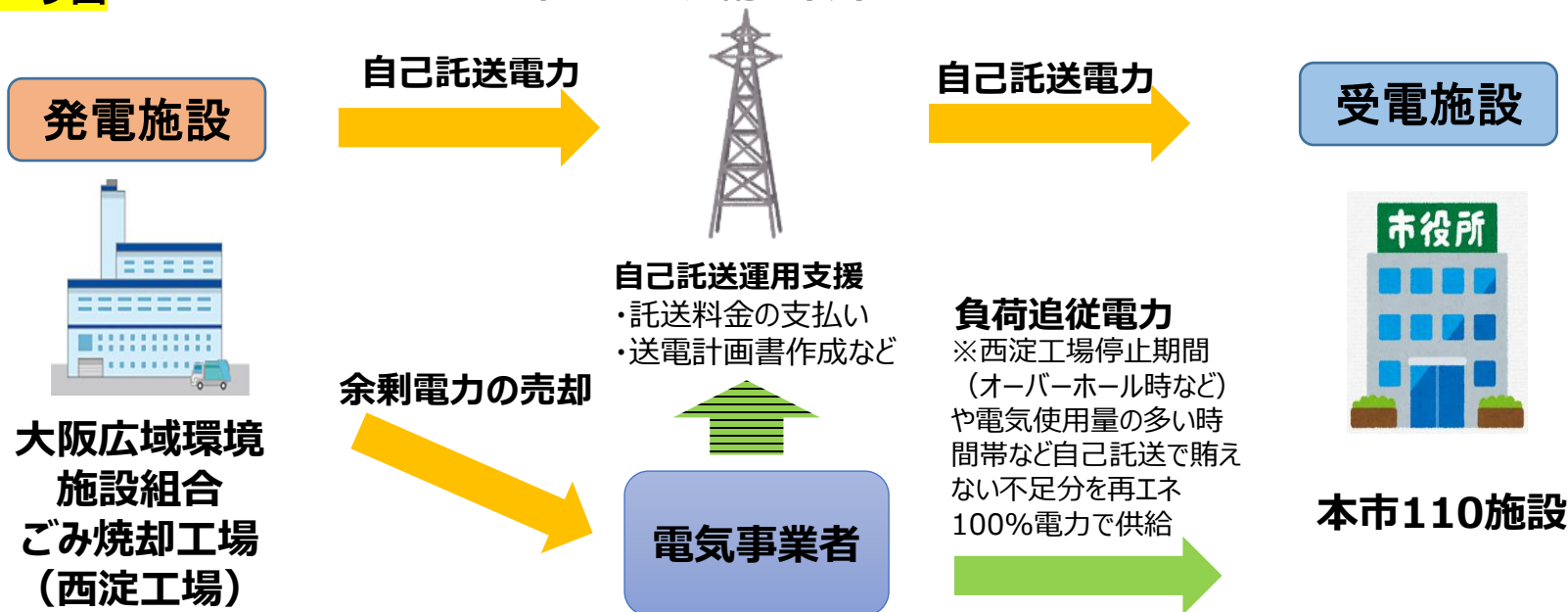
自己託送とは、送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度。(大阪市と大阪広域環境施設組合はこの密接な関係性に該当する)

自己託送電力は自家発自家消費の延長と考えられることから、自家発自家消費と同様に再エネ賦課金や燃料費調整の対象となっていない。



事業イメージ図

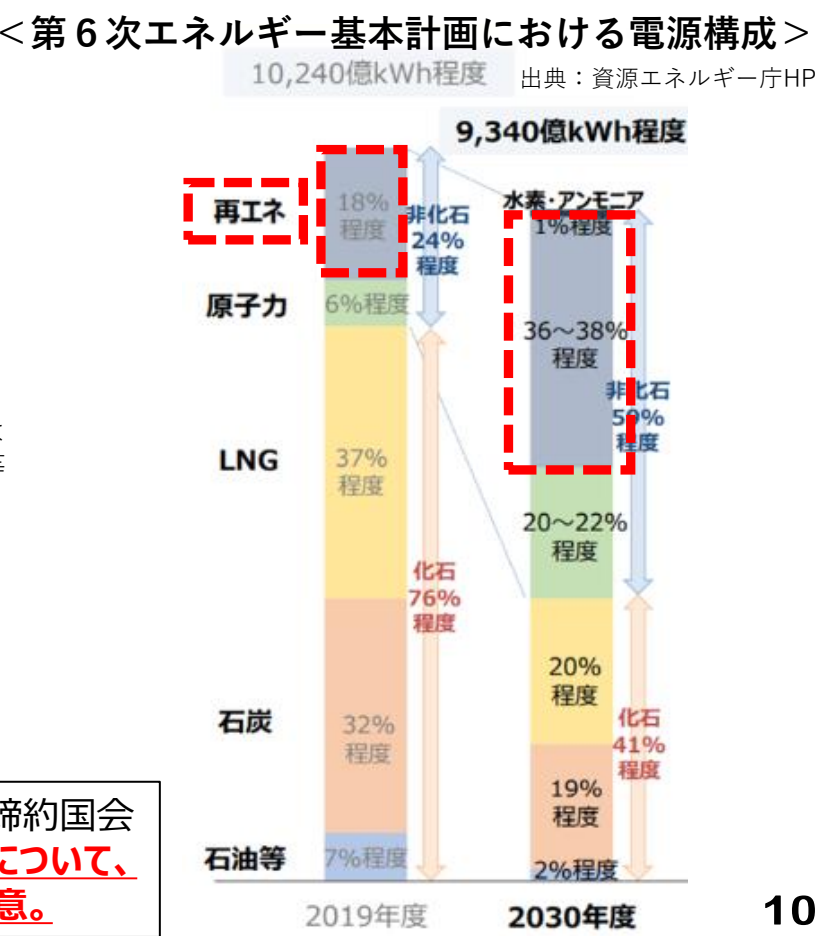
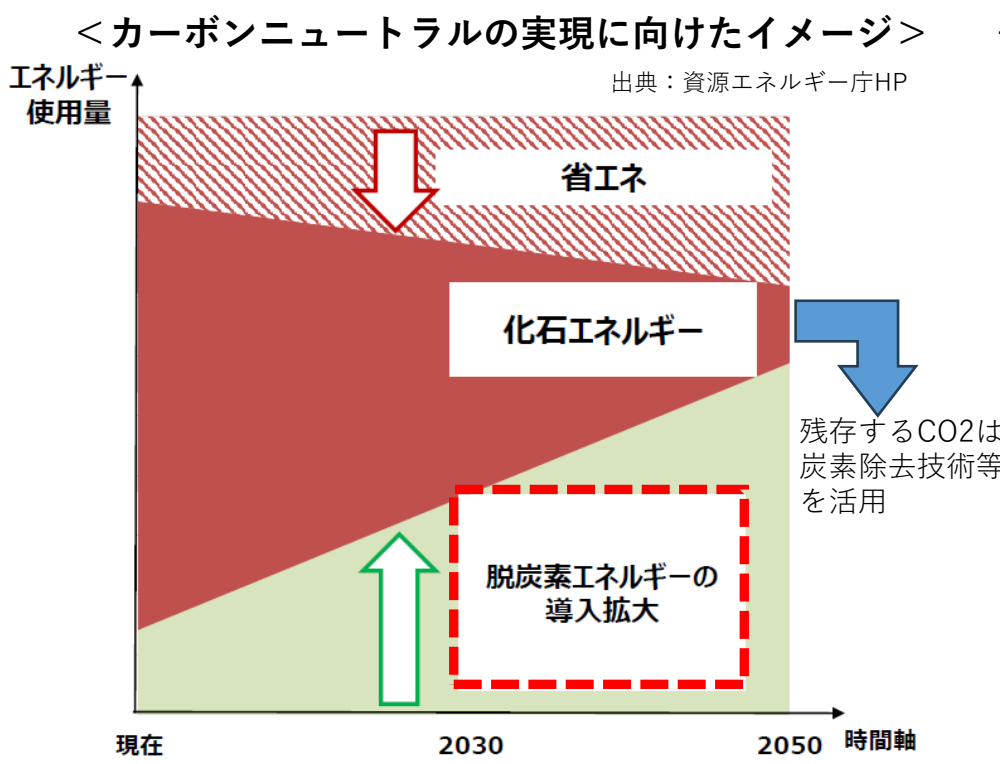
関西電力送配電ネットワーク



4 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について ～本市施設等への太陽光発電設備の導入拡大について～

再生可能エネルギー(太陽光発電)の拡大が求められる背景(国の動向)

- 政府が2050年までに目指すカーボンニュートラル（CO₂排出実質ゼロ）の実現に向けては、徹底した省エネに加え、**再エネ電気等の脱炭素エネルギーの導入拡大が必要**
- 国の第6次エネルギー基本計画（令和3年10月策定）では、**2030年度における電源構成は再エネを36～38%と、2019年度の18%から大幅に拡大する方針**



※令和5年11月～12月に開催された「第28回気候変動枠組条約締約国会議（COP28）」では、**日本を含む130か国が再生可能エネルギーについて、「2030年までに発電容量を世界全体で3倍にする」という目標に合意。**

太陽光発電の導入拡大に関する政府・自治体の目標（国の方針）

■国の「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月）＊1

政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。

＊1 地域の脱炭素の行程と具体策を示す国の行程表

■「政府実行計画」（令和3年10月）＊2

特に太陽光発電設備は短期間で設置可能なことから政府機関で率先導入が必要、と明記。

＊2 温室効果ガス削減のための、政府の事務事業における具体的な取組を示す計画

■地方公共団体保有施設における太陽光発電設備の導入目標の設定および取組の促進について（令和6年4月 各省庁連名通知）

地方公共団体においても、政府実行計画に準じ、設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという導入目標＊3を設定するなど、**自ら率先的な取組**を行うよう求める。

＊3 通知文における導入目標は令和3年10月閣議決定の「政府実行計画」で示されている「件数」ベースでの50%を指す

【参考】大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

国の「政府実行計画」に即して、再生可能エネルギーの最大限の活用等の取組を、市民・事業者にも先駆け実行していく必要がある。

市有施設への太陽光発電設備の導入状況

- 市立小中学校の屋根貸し事業などにより、449棟（264施設）に太陽光発電設備を導入するなど、積極的に取組を進めてきた。
- 現時点での設置可能な建築物への導入率は約45%（推計値）であり、太陽光発電設備の更なる導入が求められている。

【設置可能な建築物における導入状況（推計値）】

推計値	棟数	内訳		割合
		200㎡以上	200㎡未満	
導入済	449	—	—	45%
未導入（導入ポテンシャルあり）	543	339*1	204*2	55%
合計	992			100%

* 1：令和5年度ポテンシャル調査結果より（一定の発電量が見込める建築面積200㎡以上の全施設から、屋根貸し事業で対象とした学校施設を除外した3,329棟のうち、国の簡易判定基準を満たすもの）

* 2：連名通知により求められている目標設定のため、200㎡未満の推計値も含めて算出
（200㎡未満の3,028棟を基に、建築面積200㎡以上の5,034棟に対する未導入339棟の割合から推計）

【国の「設置可能な建築物」の簡易判定基準】

- ①耐震基準、②空きスペース（20㎡以上）、③屋根形状・素材（陸屋根、折板屋根等）、④建替え等の計画なし、④年間通じて日陰とならない などの条件をすべて満たす建築物

太陽光発電の導入拡大に向けた検討結果（令和5年度）

- 一定の面積を確保できる市有施設には導入を進めてきたが、近年は適地が少なくなり、また固定価格買取制度の買取価格が電気料金と同等以下となってきたことから、採算が取れなくなり、**令和3年度以降の導入は2件にとどまっている。**
- 一方、**売電の収益性低下に伴い、PPA方式*等の自家消費スキームが一般化してきている。**
* 事業者が施設に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を施設所有者が購入する方式。設備は事業者所有のため、施設所有者は初期費用不要で再エネ導入が可能。(Power Purchase Agreement 電力販売契約)
- このため、令和5年度は、**既存建築物へのPPA方式による導入を検討したが、補助金を想定した場合であっても関西電力の標準料金より高くなる**ことが判明した。

【既存建築物へのPPA方式による導入検討結果について】

- ・導入ポテンシャル調査で設置可能性があると判断された施設のうち、各局にて調査協力いただいた14施設に対して、PPA事業者3社から見積書を徴取。
- ・その結果、全ての施設において1/3補助を想定した場合であっても、想定される関西電力契約時の電気料金と比べ、高くなることが判明。

	見積り条件	関西電力契約時の電気料金(想定)との差
高圧 12施設	・空きスペース：100㎡～4,523㎡ ・設備容量：13.2kW～565.4kW	補助無：+11.53～36.63円/kWh 1/3補助：+5.73～31.63円/kWh
特別高圧 2施設	・空きスペース：926㎡～1,440㎡ ・設備容量：98.4kW～215.8kW	補助無：+8.53～13.33円/kWh 1/3補助：+3.03～7.43円/kWh

本市施設等における太陽光発電の導入検討の方向性について（案）

新たに導入目標を設定するとともに、現在の導入状況やポテンシャルを踏まえ、新築・増改築、既存建築物及び土地について目標の達成に向けた導入方針を今年度中に取りまとめる。

1 新築・増改築建築物

国が目指す2040年100%導入をふまえ、本市が今後新築・増改築する庁舎等の建築物においては、2040年に残存することが明確であることから、新築・増改築の機会を捉えて、原則、太陽光発電設備の導入の義務化に向けて検討する。

【今後の検討内容】

- ・具体的な導入仕様や条件（導入設備容量など）
- ・導入の義務化による財政的影響（費用対効果のシミュレーション）

【参考】他政令市等での設置義務化状況

5 政令市等が、市有施設の新築・増改築時に、原則、太陽光発電設備を設置することを地球温暖化対策実行計画や指針等で義務化。（横浜市、川崎市、京都市、堺市、福岡市。他に東京都や京都府などでも実施）

※なお、東京都や川崎市、京都府市では、延床面積に応じて、住宅メーカーや建築主に対して新築・増改築建築物（住宅、ビル等）への再エネ設備の設置を義務化。

2 既存建築物及び土地

補助金の活用や、複数施設の集約などによる費用負担の削減に加え、施設の防災機能の向上にもつながるなど副次的な施策効果が期待できる施設への導入等を検討する。

5 本市施設照明灯のLED化について

市有施設の照明LED化の取組について

- ・大阪市地球温暖化対策実行計画[事務事業編]の目標として「**2030年度までに市全体のLED照明導入割合100%**」をめざす

・水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的として、2017年8月に「水銀に関する水俣条約」が発効された

・**2023年10月から11月にかけてスイスで開催された「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」において、2025年末から2027年末までに蛍光灯の製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定**（2024年2月 経済産業省、環境省通知）

・同通知では、廃止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能であること、引き続き蛍光灯の使用が必要な場合には、在庫切れとなる前に必要数を調達することを周知

・本市全体では1,000近くの施設においてLED化の予定がない状況（次ページ参照）

・LED化の手法には「工事」「修繕」「ESCO」「長期リース」等があり、各施設の実情に合った手法を採用することが望まれる

・各施設においてLED化の手法選定や実施時期の設定、予算の確保など計画的にLED化を進めることが必要

【参考】各所属所管施設の照明灯LED化実施状況 (調査時期：令和4年1月～5月)

所属	所管 施設数	※実施 済み	実施 予定あり	実施 権原なし	実施 予定なし
北区役所	19	0	0	16	3
都島区役所	7	0	0	4	3
福島区役所	8	2	0	2	4
此花区役所	18	6	1	5	6
中央区役所	13	0	0	0	13
西区役所	9	0	0	3	6
港区役所	6	1	0	3	2
大正区役所	12	0	1	9	2
天王寺区役所	4	0	1	1	2
浪速区役所	27	0	0	6	21
西淀川区役所	11	1	1	1	8
淀川区役所	10	0	1	8	1
東淀川区役所	15	0	2	11	2
東成区役所	8	0	1	5	2
生野区役所	7	0	0	5	2
旭区役所	16	4	2	8	2
城東区役所	29	0	1	2	26
鶴見区役所	4	2	0	0	2
阿倍野区役所	8	0	0	0	8
住之江区役所	9	1	0	2	6
住吉区役所	6	0	0	1	5
東住吉区役所	18	0	0	14	4
平野区役所	18	0	0	14	4
西成区役所	22	0	0	0	22

所属	所管 施設数	※実施 済み	実施 予定あり	実施 権原なし	実施 予定なし
ICT戦略室	1	1	0	0	0
総務局	2	0	1	0	1
人事室	4	0	0	1	3
危機管理室	8	0	0	7	1
経済戦略局	106	5	6	23	72
中央卸売市場	3	1	1	0	1
市民局	11	2	0	1	8
財政局	8	0	2	1	5
契約管財局	1	0	0	0	1
計画調整局	0	0	0	0	0
福祉局	86	8	7	33	38
健康局	21	2	0	12	7
こども青少年局	207	8	72	29	98
環境局	101	13	16	15	57
都市整備局	17	3	0	2	12
建設局	474	37	173	5	259
大阪港湾局	180	25	58	2	95
消防局	95	9	16	0	70
水道局	52	3	1	7	41
教育委員会事務局	444	1	409	0	34
合計	2125	134	773	259	959

※「実施済み」は、全照明をLED化した施設

第2回 大阪市地球温暖化対策推進本部会議 配席図

